

## 豊かな暮らし空間創生事業費補助金交付要領

### 第1 通則

豊かな暮らし空間創生事業費補助金の交付に関しては、豊かな暮らし空間創生事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

### 第2 定義

この要領における用語の定義は交付要綱に定めるところによる。

### 第3 補助対象事業の採択基準

補助対象事業の採択基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、事業主体が必要と判断し、知事が認めるものを含む。

#### (1) 豊かな暮らし空間創生事業

整備される住宅地の公共施設部分が、長期にわたって良好な住環境を維持するよう市町によって適切に管理されるもの。

#### (2) 美しいいえなみ整備事業

豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱（平成27年2月9日施行。以下「認定要綱」という。）に基づく緑のいえなみを整備する事業とする。

### 第4 交付の申請

交付要綱第4（1）エに定めるその他知事が認める必要な書類とは、豊かな暮らし空間創生事業を行う場合において次に掲げるものとする。

- (1) 認定要綱に基づく認定書の写し
- (2) 補助対象箇所を示す図面（補助対象箇所と対象外箇所を明示したもの）
- (3) 補助対象箇所の現況を撮影した写真
- (4) その他事業計画を説明するために必要となる書類

### 第5 交付の申請の期限

交付要綱第4（2）に定める提出期限は、補助対象工事に着手する前とする。

### 第6 事業の着手

補助対象事業の工事着手は、補助金交付の決定通知があった後とする。

### 第7 軽微な変更

交付要綱第5（1）に定める軽微な変更とは、豊かな暮らし空間創生事業を行う場合における次に掲げるものとする。

- (1) 認定要綱に基づく認定要件に関わる変更
- (2) 補助対象経費の配分を変更しようとする場合で、種目間の20パーセント以内の増減をしようとする場合

### 第8 変更の承認申請

交付要綱第6エに定めるその他知事が認める必要な書類とは、豊かな暮らし空間創生事業

を行う場合において第4(2)から(4)に定める書類のうち交付の申請における提出書類から変更のあるものとする。

## 第9 実績の報告

- 1 交付要綱第7(1)エに定めるその他知事が認める必要な書類とは次に掲げるものとする。
  - (1) 市町の交付決定通知書の写し
  - (2) 市町が実施した補助金交付に係る検査実施を報告する書面の写し
- 2 豊かな暮らし空間創生事業を行う場合は次の書類を追加して提出する。
  - (1) 第4(2)及び(4)に定める書類のうち交付の申請又は変更の承認申請における提出書類から変更のあるものとする。
  - (2) 補助対象箇所の整備状況を撮影した写真
  - (3) 住宅地の整備が完了した場合は、次に掲げる書類
    - ア 都市計画法第36条の規定の対象となる場合は、同規定による検査済証の写し
    - イ その他関係法令の規定に基づく検査を要する場合は、その検査済に関する書面の写し
    - ウ 補助対象箇所を市町が所有し管理することを証する書面の写し
  - (4) その他事業実績を説明するために必要となる書類

### 附 則

この要領は、平成27年度分の補助金から適用する。

### 附 則

この要領は、令和元年度分の補助金から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。